

2011年6月10日

環境大臣 松本 龍 様
(環境省総合環境政策局環境影響評価課)

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(案)」
に関する意見書

貴職は、標記の「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(案)」(以下に、単に「報告書案」と示す)に関して、平成23年5月16日から6月10日までパブリックコメントが実施中ですが、私たちは、その基本的な考え方には、我が国の環境政策上、極めて重大な欠陥が認められ、将来に大きな禍根を残すと判断しております。

パブリックコメント提出における注意事項として、報告書案の「該当箇所(項目名及びページ)を明記すること」が求められ、「要項に即して記入されていない場合には、意見を無効扱いにすることがある」と記されております。この方法は、個別の項目に対して逐条的に種々の意見を言うことができますが、一方で、意見募集側が示した案の枠組みや総論に対して異論を記述しにくいという、大きな欠点があります。

そのため、私たちは、通常のパブリックコメントと同様に逐条的な意見も述べますが、総論としての意見をまとめて提出すべきと考えました。以下に、問題点を明記しますので、この報告書案について根本的な見直し、再検討を要請いたします。

1. 風力発電事業の推進か、風力発電事業における環境影響評価か、報告書案の目的が極めて不明確である

報告書案は、表題から読み取る限り、風力発電事業の推進ではなく、風力発電施設の建設など事業展開によって生じる悪影響を回避するための環境影響評価(以下、単に「アセス」と表現する)について検討した結果であると、普通の人々はそう考える。しかし、報告書案に書かれてある内容は、市民感覚の表現で述べると、「アセスが第一の目的であるにもかかわらず、風力発電事業の推進が主目的であるため、アセスは軽視しても良いとするような主客転倒の表現」が少なくない。報告書案の視点が、「私たち国民の健康や環境への悪影響を避けるアセスではなく、風力発電事業推進に力点を置いてアセスを軽視している」と理解される表現が少なくないのである。このことは、本報告書案の最も大きな欠陥となる。以下に、その根拠を論理的に述べるので、すべてについて改めていただきたい。

報告書案の最初に(1. はじめに)、再生可能な自然エネルギーの風力発電事業の必要性について17行(1頁5~21行)も記述した後、周辺環境への影響としてわずか9行(1頁23行~2頁4行)が書かれている。このことから、報告書案は、風力発電事業推進とアセスのうち前者に重きを置いたと判断できる。この検討会の主旨・目的は、アセスにあるので、報告書案では、基本的に、風力発電事業による環境への負荷・悪影響の事実を記述し、それに関する考え方の検討結果を示すべきである。

2. 基本的な用語使用が、極めて恣意的、あるいは不適切である

(1) 周辺環境への影響（「1. はじめに；1頁23行」を筆頭に多数箇所で使用）

「風力発電設備の導入に伴う周辺環境への影響が国内外で顕在化している（1頁23行）」ことが記されているが、その内容は「健康被害」と「生物多様性への悪影響」という重大な環境問題を含んでいる。従って、まず最初に、「周辺環境への影響」は、「国民の健康被害や我が国の生物多様性への悪影響」と、環境省みずから重視してきた項目の表現に書き直すべきである。

この報告書案では、一貫して、風力発電事業による健康被害を明記せず、生物多様性保全への悪影響という表現をいっさい採用していない。このことは、環境省みずからの検討会報告書としてはまことに恣意的であり、大きな批判が生じるところである。

我が国がいま直面する最大のテーマ、大震災からの復興において、原子力発電事業に対する大きな反省として「事業の必要性や効果などメリットは喧伝されるが、健康や環境への悪影響などデメリットはその指摘すら排除され、是非を十分に論議してこなかったこと」が問題視されている。このような原子力政策に対する反省の下に、現在、風力など再生可能な自然エネルギーの重要性が喧伝されているが、自然エネルギーを重視する状況においても、原子力発電におけるデメリット軽視の誤りを決して繰り返していけないことは明白である。

報告書案では、健康や生物多様性に関する環境面のデメリットを回避するアセスを目的として、アセスについて十分に検討したことが国民に理解される必要がある。しかし、私たちがこの意見書で種々指摘するように、環境面のデメリットを軽視、または無視しているので、その検討が十分であったとは思われない。

(2) 健康被害の苦情等（「1. はじめに；1頁25行」を筆頭に多数箇所で使用）

「風力発電設備からの騒音・低周波音については、騒音についての環境基準を満たしている場所においても、健康被害の苦情等が発生している事例がある。」（1頁24~25行）の表現は、「風力発電設備からの騒音・低周波音に関する現行の環境基準が十分でないので改善が必要であり、予防原則を考慮して、風力発電事業によって国民が健康被害を被らない事前の対策が肝要である」と明記すべきである。ちなみに、環境基本法の目的に、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」ことが明記されているので、風力発電だけではなく全ての事業において、国民の健康に被害や悪影響を与える行為は回避すると明記するのが当然であり、それを明記できないのであれば、この報告書案は環境基本法に示された理念から乖離することになる。

また、「健康被害の苦情等」の表現、とくに「苦情」の表現は、決して使用すべきではなく、単純に「健康被害」と明記すべきと考える。「苦情」の意味は、広辞苑によると「①難儀な事情、②転じて、困難な事情に対する不平の心、不満」とされている。一般に、被害者は、当然の権利として加害者を訴えることができるが、その際、「苦情」と表現せずに「当然の権利」として訴える。他方、風力発電事業を推進する立場は、健康被害の訴えが生じる根拠が薄いと理由づけ、言われなき訴えであるかのように（困難な事情に対する単なる不平不満であるかのように）「苦情」と表現してきた。しかし、風力発電事業における「困難な事情」は、風力発電事業の推進側・事業者側が健康被害に関する加害者であ

ることを決して認めないために生じてきた、みずからまねいた事情を示しており、被害を被った国民が当然の権利として訴えてきた事実を、なお「苦情」と言い続けて軽視しようとする隠された意図、事業推進側の論理だけが浮かび上がる。

「苦情」の表現は、既述の環境基本法の理念に合わず、健康被害を受ける国民を愚弄した表現と考えられるので、即座に使用を止めるべきであり、「健康被害」と明記すべきである。

(3) 影響を被る動植物や生態系について、「生物多様性または生物多様性保全」と明記すべきである（「1. はじめに；1頁25行~2頁4行」を筆頭に多数箇所あり）

1993年に生物多様性条約を批准した後、レッドリストの作成や改訂、種の保存法の制定、三次にわたる生物多様性国家戦略の制定や改訂が続けられており、昨年は、同条約の締約国会議COP10が我が国で開催され、我が国は、生物多様性保全に積極的な義務を果たすことを国際的に公約したところである。昨年以前に制定された環境基本法においても、当然に、生物多様性保全が目的として明記されている。本来、以上の内容は、報告書案において最初に記述されるべきであるが、後述の3にまとめて示していただきたい。

このように、生物多様性保全が国際的に今世紀の大きな課題とされた状況において、我が国の生物多様性保全に悪影響を及ぼす行為については、たとえ再生可能な自然エネルギーである風力発電事業であっても、我が国の生物多様性保全への悪影響については、慎重なチェック・環境影響評価が必要である。そのため、生物多様性保全に関する既述（1頁25行~2頁4行）では、最初に「生物多様性保全は、我が国の環境行政の一つの重大な内容であるので、風力発電事業において生物多様性への悪影響が指摘された反省から、環境影響評価を慎重に検討した」ことを明記すべきである。

細かな表現に関して、次の修正が必要である、「自然度の高い地域」（2頁1行）は、「自然度の高い地域や小面積であっても希少な生物や生態系が残された地域」に、「動植物への生息・生育環境や水環境に対する影響が懸念されている」（2頁2行）は、「動植物への生息・生育環境や水環境、すなわち遺伝子・種・生態系あるいは景観の多様性を含む、生物多様性に対する悪影響が生じている」に修正すべきである。

(4) 風力発電事業がアセス対象になってこなかった理由を明記し、今回の検討会の主旨を明確にすべきである（2頁5~22行）

2頁5~9行においては、条例や事業者の自主的な環境影響評価が行われた経緯が書かれているが、それよりも、風力発電事業が法の対象事業から除外されてきた理由、例えば「風車の基底面積だけを根拠に事業の規模要件が小さいと判断し、アセス法の対象から外してきた経緯」を明記し、健康被害や生物多様性に対する悪影響の事実も明記することが必要である。それによって、何故、法の対象とすべき検討を開始した検討会の主旨・目的（2頁11~19行）がより鮮明になると考える。

3. 「2-1. 我が国の自然環境の状況」（2~3頁）を「2. 我が国の自然環境・生物多様性の状況と保全について」と修正し、この項目を独立させるべきである

まず、表題の「自然環境」（2頁25行）を「自然環境・生物多様性の状況と保全について」と表現すべきである。また、「我が国の生態系は多様で複雑なものとなっている」（2頁36行）は、「我が国は、多様で複雑な生態系から構成され、世界のホットスポットの

一つと見なされる独自の生物多様性を有している」と訂正すべきである。さらに、「このような我が国の自然環境の特性を十分に考慮する必要がある」（3頁6~7行）については、「このような我が国の多様で複雑な生態系や独自の生物多様性の保全は、今世紀の大きな目的の一つであるので、風車建設においては、国民の健康被害とともに、生物多様性に対する悪影響については回避策を検討することが肝要である」と明記すべきである。

この項目では、生物多様性条約の批准から始まる、我が国の自然環境保全の歴史を明記し、同時に、我が国の独自の生物多様性の特徴を述べて、我が国の環境政策の大きな目的として生物多様性保全が重視されていることを明記すべきである。

4. 「3. 風力発電事業による環境影響の状況」（4頁19行~6頁26行）を、「4. 風力発電事業による健康被害と生物多様性への悪影響の状況」と修正すべきである

まず、「動植物の生息・生育環境が直接改変されたり、水の濁りが発生して動植物の生息・生育環境に間接的な影響を生じさせるおそれや、地域の生活環境への影響も懸念されている」（4頁21~23行）は、「動植物の生息・生育地が直接改変されたり、水の濁りが発生して動植物の生息・生育環境に間接的な影響を生じさせるおそれ、すなわち生物多様性へ直接的・間接的な悪影響を及ぼすおそれや、土砂流出などの生活環境への影響も懸念されている」と修正すべきである。

騒音・低周波音については（4~5頁）、まず、「苦情」（4頁36行）の表現を削除し、「健康被害の訴え」と修正することが重要である。また、5頁2~7行に騒音レベルと距離の関係が簡単に述べられているが、すでに1頁23行に記されたように「国内外で顕在化したという事例」を具体的かつ詳細に示すべきである。さらに、5頁4行以降に、騒音の環境基準を満たす距離は300~600mであると明記されているのに対して、その影響について苦情のあった距離については「1km以上離れた場所」（5頁7行）と曖昧に表現されている。これは、最大値を示さない点でまことに恣意的であり、しかも騒音の基準なのか低周波音の基準なのか不明確な表現である。苦情があった最大値について、「最大何km離れた場所」であるか、我が国と海外の両方の事例を詳細に明記すべきである。

動植物については（5~6頁）、まず、「生物多様性」と表現すべきである。今まで、風力発電事業に関して法定のアセスを行ってこなかった点が、「3. 風力発電事業による環境影響の状況」の全体にわたり、特に動植物の部分において、記述が少ない結果に結びついたと判断している。

そうした中で、「例えばオジロワシについて・・・二番目に多い疾病要因となっている」（5頁9~11行）とする根拠は、過去10年間の保護鳥の傷病要因であるが、10年前には衝突事故を引き起こす風車の設置数自体がかなり少なかったため、近年3年間など、直近のデータを引用すべきである。また、「特にタカ類にとっては」（5頁15~16行）の表現は、立地によっては他の分類群でも深刻な影響が生じる可能性があるため、タカ類に限定することは間違いである。少なくとも「タカ類等にとっては」と修正すべきである。さらに、「動植物の生息・生育環境が消失あるいは分断されることや、水の濁りが発生することにより周辺環境への影響が生じるなどの問題が発生している」（5頁25~26頁）は、「動植物の生息・生育環境が消失あるいは分断されることや、水の濁りが発生することにより、当該地域の生物多様性や周辺の生活環境へ悪影響が生じる問題が発生している」と修正し

た上で、アセス検討のためには、それらの事例を詳細に紹介すべきである。

環境省が風力発電事業者へのアンケート回答を集計した結果が述べられ(6頁1~10行)、風力発電設備の規模と風力発電所の建設に伴う改変面積の関係について述べている。しかし、動植物の項目において、何故、改変面積が問題となるのか、証拠や論拠を明記した論理的な説明がまったく認められない。生物多様性の実効的な保全において、希少な動植物は小面積でモザイク的に生息・生育している場合が少なくないので、また法定アセス対象とするか否かが後に風力発電事業の規模に関係させているので、改変面積を動植物の保護・保全、すなわち生物多様性保全の項目において唐突に表現することは、決して認められることではない。ここで取り上げられた改変面積は、生物多様性保全をまったく考えていないので、風力発電事業推進側に立った恣意的な表現なのである。

景観に関しても、「苦情」の表現があるが、自然公園法における景観の保護・保全や高層住宅建設における景観保護など、景観は、国民の正当な権利として重視されている。従って、ここでも「苦情」ではなく、「景観を享受する国民の権利に対する侵害」のような正しい表現に修正すべきである。

その他として、シャドーフリッカーについて記述されているが(6頁20~26行)、23行の「この明暗による住民への生活妨害等の影響が懸念されている」は、比較的正しい表現だと考えるが「住民への生活妨害等の影響」を「住民への健康的な生活への妨害・悪影響」と修正すべきである。24行では「シャドーフリッカーに関する苦情」と言わずに、「シャドーフリッカーによる健康的な生活への妨害の訴え」と書くべきである。シャドーフリッカーに関して最も重要なことは、シャドーフリッカーによる悪影響について、風力発電施設の規模、風車の高さ、風車からの距離との関係などを科学的に分析した事実に基づいて、詳細に記述すべきである。それが示されて初めて、科学的・論理的な対策を講じることができるとは、それらの事実を示さないことは、対策を講じないことを暗に示している。

5. 風力発電事業に関する規模要件等について

(1) 規模要件の問題点

「風力発電事業による環境影響は、特に、騒音・低周波音、動植物及び景観に対するものが挙げられ、これらの影響の観点から規模要件の指標を設定することが必要である」(8頁23~25行)について、それぞれの項目に関して科学的根拠が示されていないので、この表現は説得力を欠いている。

具体的には、「騒音・低周波音や動植物に関する苦情等の発生割合は、総出力又は基数が大きくなるほど高くなっていることから、総出力又は基数を風力発電事業による環境影響を表す指標とすることが適当である」(8頁30~32行)とされている。しかし、11頁の表2に示された資料によると、1万kW、1.5万kW、2万kWおよび3万kWの規模要件だけが示され、1万kW未満の規模については書かれていないことは基本的な欠陥となり、しかも、上記4つの規模要件だけを見てもそれらが大きくなるにつれて苦情等の割合が必ずしも高くなっているとは読み取れない。

従って、上記の「適当である」との結論は論理的ではない。さらに、「これらを踏まえ、風力発電事業に関する規模要件は、総出力を指標とすることが適当である」(9頁9~10行)や、「規模要件の指標の観点からは、総出力という指標によりおおむね包括されるもので

あると考える」(9頁17~18行)との結論、「風力発電事業についても、環境影響や苦情の発生状況等から規模要件を設定する必要がある」(9頁33~34行)との表現は、健康被害や生物多様性への悪影響について、いずれも十分な証拠が示されていないので、論理的結論とは言えない。

以上の表現は、報告書案の大きな問題点の一つである。生物多様性保全は、風力発電施設の規模と必ずしも対応しない。規模要件が小さな場合であっても、モザイク的に小面積に生息・生育する希少生物など生物多様性に大きな悪影響を及ぼすことは十分に想定されるからである。

報告書案の規模要件に関する記述は、風力発電事業を容易に推進する立場から、説得的な資料がないままに、恣意的な表現となっており、国民の健康や、我が国の特徴ある生態系や生物多様性を保全するための環境影響評価の考え方としては、大きな欠陥となる。

(2) 風力発電事業についての規模要件の水準の設定に当たっての考え方や留意点について(10頁以降)

「法と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきている」(10頁7~8行)は、国のアセス法が効果的なアセスを可能にしない例外が少なくないため、国の事業を都道府県の条例で調整や管理ができない事例が多い。「法と条例が一体となって」の表現は、実態に合わない。

苦情等の発生状況(10頁25~29頁)については、最初に述べたように、報告書案すべてにおいて「苦情」の表現は止めるべきである。改めて述べるならば、国民は、国民の正当な権利として、健康被害を被った場合には、被害を与える立場や加害者に対して被害をゼロにするように要求し、被害の保障を求めることが当然である。報告書案において使う「苦情」は、「根拠がない、あるいは根拠が少ないのに文句を言う」と受け取ることができる、事業推進者側の驕慢な表現である。

また、動植物や景観の被害は、生物多様性保全という我が国の環境行政にとって大きな目玉となる国民の意見であるので、単なる「苦情」では済ませられることではない。

動植物・生態系への影響の観点(11頁5~16行)については、「希少な動植物等がパッチ状・小規模に急傾斜地に分布しているという我が国の地形特性を考慮し、平坦な大陸の国などと比べて対象規模はより小さなものとすべきである、との意見があった」(11頁5~8行)と記されている。上記の表現から、この意見は、検討会において少数意見であったと受け取られるが、生物多様性保全の観点から環境影響評価を正當に考えた論理である。この意見は、本来、検討会における少数意見として付記するものではなく、検討会全体の報告書案とされるべき、アセスを真に考えた重要な意見である。

エネルギー政策との関係(12頁12~15頁)において、「国全体で見ると、・・・我が国の導入量は、諸外国と比較するとまだまだ少ない」と記述されているが、これは、風力発電事業推進側の一方的な表現であり、風力発電事業における環境影響評価を検討する会であるならば、我が国の自然の特性や生物多様性の特徴についても諸外国と比較し、環境影響評価の方法においても諸外国と比較し、その上で、風力発電の導入状況が妥当なのか、慎重に比較検討するのが正しい論理的思考である。このように、多面的・総合的な国際的比較がなされていないので、報告書案の上記記述は、推進側の恣意的な論理としか言えない。我が国は、他国とは、面積や地形条件、土地利用等が異なっており、単純に諸外国と

同等量を導入する必要性を強調する必要はないのである。

12 頁の 21~23 行において、「・・・環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある規模として 1 万 kW とすることが適当である。ただし、再生可能エネルギーの導入推進の観点から 2 万 kW 以上とすべきとの意見もあった。」の表現もまた、生物多様性保全の観点で科学的根拠に欠けるので、推進側の恣意的な論理である。また、上記に続く 24~27 行の「再生可能エネルギーを速やかに導入するために、・・・絞り込みを図り・・・」の表現は、地域や事業者の考え方によって実行されるアセスの質に大きな差が生じる可能性が大きい。ある一定以上のアセスの質を確保するためにも、「最低限評価すべき項目」については明記すべきである。

13~14 頁において「第二種事業の規模要件に関して、0.75 を乗じた値を設定することが妥当とする」結論もまた、生物多様性保全の観点から科学的根拠に欠け、推進側の恣意的な論理と判断する。この 0.75 を乗じた値を設定することは、必ず盛り込むべき現行の第二種事業のスクリーニングの考え方（13 頁 21~25 行）とまったく合致しないので、上記結論は削除すべきである。

14 頁 33 行~15 頁 3 行に示されたように、「風力発電協会においては 1,000kW 以上の風力発電事業について自主的な環境影響評価を行うべく準備を進めている」のであれば、第一種でも第二種でも、規模要件にかかわらず、あるいは 1,000kW 以上の規模の風力発電事業についても、法定のアセスが可能と考えられる。事業者の自主的な対応に任せることは、問題が大きい。「法や条例の規模要件に満たない事業であっても、住民の理解を得ながら風力発電所の立地を進めるという観点から、住民への説明を通じた情報交流の機会を風力発電所の設置に当たって確保することが重要である」（14 頁 34~36 行）と述べているので、「規模要件に満たない事業でも、住民への説明を通じた情報交流の機会を風力発電の設置に当たって確保する」ように、法に基づくアセスが必要である。

6. 「環境影響評価の対象範囲及び項目の選定等の基本的な考え方について」（16 頁 23 行~18 頁 1 行）

環境影響評価の対象範囲について（17 頁 2~6 行）、「現行の NEDO マニュアルにおいては、・・・工事に伴うアセスについては基本的に除外されている。・・・風力発電所についても、工事に伴う環境影響も評価の対象に含めるべきである」との考え方は、当然のことである。

評価項目の選定において（17 頁 28 行）、「具体的には、騒音、低周波音、動物、植物、生態系、景観及びシャドーフリッカーが挙げられる」を、「具体的には、健康被害に関する騒音、低周波音、シャドーフリッカー、また生物多様性保全に関する動物、植物、生態系及び景観が挙げられる」と補足すべきである。

17 頁 30~31 行において、「評価項目の絞り込みや重点化を行い、効果的・効率的な環境影響評価を行うことが重要である」との表現のうち、まず「効率的な」がアセスを軽視する意味にも受け取られるのでそれを削除し、「効果的な環境影響評価」とすべきであろう。この部分における大きな問題は、絞り込みを適切に行う方法である。現行の方法では、事業者が評価項目案を選定（スコーピング）して、縦覧し、住民や知事などの意見を求めて、それらの意見に応じて評価方法を決定することになっている。現行では、事業者は、みず

からに都合の良いように評価項目を決定するか、無知なためにしっかりとした評価項目を設定できていない大きな欠点が認められる。スコーピングは、アセスの善し悪しを決定する重要なプロセスであるので、評価項目の決定には学識経験者と住民等からなる第三者機関によるチェックを義務づけることが必要である。

7. 調査、予測及び評価手法等の基本的考え方について（18頁以降）

騒音・低周波音に関する予測・評価方法において、「環境基準以下でも苦情が発生しうる」と記述されている（20頁1~5行）。騒音の評価手法については、記述された「調査・予測を行い、その結果を住民等に示す」だけではなく、環境基準値そのものが正しいのかどうかの吟味を早急に行うべきであり、環境基準値は暫定的で、さらに検討していくことを追加すべきである。また、低周波音の評価に関係する環境省の参照値について、「風力発電設備に適用できるかは明らかになっていないことに注意する必要がある」（20頁15~19行）と記述されているだけで、その詳細な内容が示されていない。このように健康被害に関する現状認識を欠いたまま、アセス法を決定すべきではない。例えば、風車の規模とそれからの距離が健康被害とどのように対応するのか明らかにし、それが分からない場合には予防原則を重視して、国民の健康を守ることを先決事項とすべきである。

騒音・低周波音に関する環境保全措置・事後調査について（20頁25~31行）、「風力発電施設からの騒音・低周波音の発生・伝搬や、これに対する人の聴覚反応等については、現時点で知見が十分に得られているとはいえ、事業開始後の状況に応じて対策をとることが重要であるため、必要に応じて、騒音・低周波音の発生状況、住宅等での受音状況、住民等への影響について、事後調査の実施により状況を把握し、その結果に応じた適切な対策を検討すべきである」と記されている。

以上の健康被害に関する「工事後の環境保全措置・事後調査」は、健康被害の回避に決して効果的であると言えないので、従来からの観点「事前調査・事前予測・予防原則」が重視されるべきである。健康被害に関しては、知見が十分に得られていない段階でも、現在までの経験から実際に生じる危険性が高いので、事後の対策は健康被害を回避させる方法にならない。現在まで、健康被害について現状認識が不足である問題点が指摘されているが、分からないから事後に調査し、事後に対策をとるとする方法は、決してアセスとは言えないばかりでなく、問題解決の姿勢を放棄した、無責任な文言だけの言い逃れにすぎないと言える。

また、動物、植物および生態系については、すでに指摘したように生物多様性への悪影響と書くべきであるが、その環境保全措置・事後調査について（22頁15~23頁）、「バードストライクを回避させる手法や事業の実施により消失する動植物の生息・生育環境を代償する方法などについては、現時点で知見が十分に得られているとはいえ、事業開始後の状況に応じて対策をとることが重要であるため、必要に応じて、事後調査の実施によって状況を把握し、その結果に応じた適切な対策を検討すべきである」と記されている。

以上の生物多様性への悪影響に関する「工事後の環境保全措置・事後調査」は、影響を被った生物多様性の回復方法が分からない時点では、悪影響の危険性を回避させる対策は事前に講じるべきである。現在まで、生物多様性への悪影響について現状認識が不足である問題を指摘してあるが、分からないから事後に調査し、事後に対策をとるとする方法は、

上記の健康被害に対する事後措置・調査に対する指摘と同様に、決して、アセスとは言えないばかりでなく、問題解決の姿勢を放棄した、無責任な文言だけの言い逃れにすぎないといえる。

以上の健康被害や生物多様性への悪影響に関する「工事後の環境保全措置・事後調査」は、第一に、健康被害の回避や生物多様性保全に効果的であるとは言えないので、基本的には削除すべきである。アセスでは、従来からの観点「事前調査・事前予測・予防原則」が重視されるべきなのである。第二に、「必要に応じて現状把握」は、客観性や確実性がないので、事業者や地域によって受け止め方が異なることになる。基本的な考え方として、調査・予測・対策は、事前におこなうことが重要で、建設できた場合には事後にも行うと明記すべきであり、事後における「必要に応じて」は「評価予測に不確実性がある場合は」と修正すべきである。第三に、実際に健康被害や生物多様性への悪影響が明らかになった場合、風力発電設備・風車を撤去し、健康を回復させ、生物多様性を元通りに再生させるのか、「適切な対策」の内容を具体的に示すべきである。

以上をまとめると、健康被害や生物多様性への悪影響について、事前の調査・予測・評価を行うべきであり、それらを不明のままにして、事後の調査と不確実な対策をもって風力発電の設置を認めるがごとき表現は、決して許されることではない。

他方、「すでに供用されているか又は・・・当該事業の調査、予測、評価を行うべきである」（22頁7～10行）については、以下の観点が重視されるべきである。すなわち、鳥類個体群への悪影響を考える場合、隣接地での既存または計画予定の施設による影響を加味することはもちろんであるが、風車の影響は、建設後長期間継続し、かく広域的に生じ得ることによる累積的影響を含めて検討されるべきである。例えば、渡りや季節的移動、出生地からの移動分散など、生活史のどこかに移動習性をもつ鳥類においては、行く先々の風車による悪影響について考慮しなければ、個体群への影響を評価することはできない。この点については、事業者だけではなく国としての対策など、どうすべきかの検討結果を補足すべきである。

生態系の予測・影響評価について（22頁11～14行）、「バードストライクなど、・・・できる限り客観的かつ科学的な検討を行うべきである」との記述は、基本的に正しいと考える。しかしながら、その検討においては、風力発電事業の推進的意見と批判的意見を有する専門家を必ず配置した専門家会議を設け、風力発電事業の自然環境・生物多様性への悪影響に関するアセスのあり方について、法ができる前に早急に検討すべきである。さらに、環境保全措置・事後調査（22頁16～23行）についても、上記のように構成された専門家会議を早急に開催し、慎重に検討した上で、法定のアセスとすべきである。

報告書案は、推進意見が多勢となった検討会によるものであり、国民の健康被害と我が国の重要な宝である独自の生物多様性に対する悪影響を回避できるものとは思われない。従って、真のアセスが必要な風力発電事業に関して、第三者機関としての専門家会議による改めての検討が必要と考えざるを得ない。以上について、環境省としての再検討を望むところである。